

成績評価報告・講評									
科目名(キャンパス・曜・時限)			知的財産法I (青山 木曜 3限)						
担当者			松 川 実						
受講者総数			300 名						
成績評価の対象としなかった者 (X評価の者)の人数			53 名 (17.60%)						
X評価の者を除く成績評価比率									
AA	2 %	A	15 %	B	30 %	C	38 %	XX	14 %
学部所定の成績評価比率と異なる場合にはその理由									
AAの比率が学部所定の基準より若干低くなった。これは、よく授業に出席し、試験対策を十分にした受講生も、試験では、「事実認定」という出題意図を十分に理解できなかったためのものである。それに対し、Cの比率が若干高いが、これはXX評価がその分、多少減少したためである。全体の比率は法学部所定の基準に沿って、ほぼ予定していた通りの結果となった。									
試験問題／レポートの課題									
甲は1990年頃から約15年間、雑誌出版社A(株式会社)に勤務するライター(記者)であったが、現在はフリーで原稿を執筆し、各種雑誌に記事を掲載して生計を立てている。乙は、大学生で、自分のブログを執筆してインターネット上に公開している。2009年3月15日、乙は自分のブログに血液型と性格の関連性についての文章を掲載し公開した。 その文章を見た甲およびA社は、乙のブログの文章には、甲がかつてA社で勤務していた間に執筆しA社の雑誌に掲載された文章に極めて類似した文章が存在するとして、そのブログの掲載・公開中止と損害賠償等の請求をしてきた。さらに、甲およびA社は、以下のような文章の対照表を提示して、乙の文章には甲の執筆した文章と同一性あるいは類似性があり、また乙は勝手に甲の文章の文言および表現を変更していると指摘してきた。乙は、それに対して、これは自分の頭で考えて書いた文章であり、インターネット上に掲載されている血液型と性格に関するサイトでは、そもそも、どこでも紹介されているような客観的な情報であると反論している。 甲あるいはA社は、乙に対して、法的にどのような根拠に基づき、どのような主張をすることができるか。それに対して、乙は法的にどのような反論をすることができるか。それを踏まえて、あなたが裁判官であった場合に、本件に関してどのような判決を下すか。《尚、対照表は略》									
出題の意図									
講義最終日に試験範囲を限定し、さらに「事実認定」が解答のポイントとなることを予告しておいた。著作権法の分野では、確かに著作権法の条文の解釈も従前同様に重要であるが、最近の裁判例では、原告が自らの作品等は著作物であることを前提に著作権等の侵害を主張したとしても、裁判所がその著作物性を否定する事案がいくつか見られるようになった。今後は従来より著作物か否かの事実認定につき訓練を積むことが必要となった。因みに、本問の対照表は東京地判平成10年10月30日判タ991号240頁「血液型と性格の社会史事件」をもとに作成したが、本判決は、甲(1)の文章については著作物性が否定し、甲(2)の文章の第2文(「世界の医学のトップを切って、急速の進歩をとげているドイツ医学を学ぶことは」)の部分だけ著作物性を肯定した。この判決の立場によれば、乙(1)の文章は何ら著作権等の侵害になり得ず、また乙(2)の文章は甲(2)の第2文は複製・翻案していないので同様に著作権等の侵害にもならないことになる。さらに、本問題では職務著作(著15条1項)も論点となる。仮に、甲の文章を著作物だと想定して解答した場合には、氏名表示権、同一性保持権、複製権ないしは翻案権、送信可能化権などが論点となる。									
講評									
本講義での答案練習会(2009年6月18日)実施の成果のためか、法学答案にほど遠い作文は僅かであったが、講義に積極的に出席し、答案練習会に参加したものと思われる受講生の答案と、そうでない答案とは顕著に差が見られた。採点においては法学部の評価基準にできるだけ対応できるように、甲文章(1)及び(2)の著作物性の事実認定がない場合には最大30点の減点。同様に職務著作(著15条1項)の正確な説明がない場合には最大20点の減点とした。さらに、序論ないしは第2段落で甲の文章は著作物であると断定しておきながら、自分が裁判官であった場合の見解として、甲の文章は著作物でないと結論づけ、全体として論理矛盾をきたしている答案にも相応の減点を行った。結論部分では、ごく僅かであるが、裁判所のように「細切れにして」著作物性を判断することは不適切であるという重要で素晴らしい示唆もあった。このような指摘は、実は著作権法の研究者の中でもたまになされているが、それに対する積極的な論拠は今のところ示されていない。本講義では、「実社会に出て使える著作権法」の講義を引き続き展開するために、現実の社会で発生している著作権紛争を題材として、今後も講義及び定期試験を実施していくつもりである。									